

第一種フロン類回収事業者の皆さんへ

「改正フロン回収・破壊法説明会」の開催について（ご案内）

オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質であるフロン類については、平成 14 年 4 月 1 日に施行された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」により、適切な回収と破壊が義務付けられているところですが、このたび、同法の一部を改正する法律が、平成 18 年 6 月 2 日に公布され、平成 19 年 10 月 1 日より施行されることとなりました。

今回の改正は、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収が、現在回収率 3 割程度と低い水準にとどまっており、「京都議定書目標達成計画」（平成 17 年 4 月閣議決定）においてもその回収率の向上が目標とされたことを受け、機器廃棄時の回収行程を管理する制度の導入、機器整備時の回収義務の明確化等の措置を講ずるものです。

改正法が適切に施行運用され、確実なフロン類回収を推進していくためには、フロン類の回収に関わる多くの関係者のみなさんに改正内容を正しく理解していただく必要があります。

については、第一種フロン類回収事業者の方々を対象とした改正内容に関する説明会を、下記により開催いたしますので、積極的にご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、参加を希望される場合は、お手数ですが、裏面の参加申込書により、事前に FAX でお申し込みいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 開催場所・日時

裏面に記載

2 主な内容

- ・ 改正法の概要説明
- ・ 行程管理制度及び行程管理票の説明
- ・ 行程管理票の記入トレーニング
- ・ 質疑応答

（連絡先）

兵庫県健康生活部環境管理局大気課
大気環境係 春名、宮原、春日
TEL 078-341-7711 内線 3368・3369
FAX 078-362-3966

(申し込み期限 各説明会実施日の前日まで)

「改正フロン回収・破壊法説明会」参加申込票

参加希望者お一人につき1枚をFAX送信してください。

参加希望 会場名	尼崎・神戸・姫路 (希望する会場を で囲んでください)	事業所 住所	市・町 (市町名のみ記入)
(フリガナ) 貴社名		参加希望者 ご氏名	
連絡先 電話番号		連絡先 FAX番号	

(注)連絡先電話番号及びFAX番号(FAXが無い場合は不要)は必ずご記入下さい。

(お断り)

受付は先着順とさせていただきます。

申し込み期限までに定員に達した場合は、申し訳ありませんが参加をお断りする場合がありますのでご了承下さい。(参加をお断りする場合のみFAX(又は電話)でご連絡させていただきます。連絡がない場合は、当日直接会場にお越し下さい。)

「改正フロン回収・破壊法説明会」開催予定

会場名	開催場所・日時	施設所在地等	定員
尼崎会場	平成 19 年 9 月 18 日(火) 13:00 ~ 15:30 尼崎市中小企業センター 1階多目的ホール 尼崎市昭和通 2-6-68 Tel 06-6488-9501 阪神尼崎駅より徒歩約 5 分 (北東へ 200 m)		300 名
神戸会場	平成 19 年 9 月 19 日(水) 13:30 ~ 16:00 兵庫県農業共済会館 7階大会議室 神戸市中央区下山手通 4-15-3 Tel 078-332-7165 JR 神戸線 元町駅より徒歩 10 分		150 名
姫路会場	平成 19 年 9 月 20 日(木) 13:30 ~ 16:00 姫路商工会議所 5階 501会議室 姫路市下寺町 43 番地 Tel 079-222-6001 市バス 日の出車庫行乗車 商工会議所前下車(所要時間約 5 分) 神姫バス 市川台行、鹿島神社行、加古川行乗車 坂田町下車(所要時間約 5 分)		180 名